

報道関係者 各位

令和4年10月27日(木)

【照会先】

愛知労働局労働基準部賃金課
賃金課長 高橋 智
主任地方賃金指導官 服部 一夫
電話番号 052(972)0258

最低賃金の履行確保に係る監督指導結果

愛知労働局（局長 しろたまさひこ 代田雅彦）では、最低賃金の履行確保を図るため、令和4年1月から3月にかけて県内の14の労働基準監督署（支署）において、愛知県最低賃金に近い賃金額の労働者が多いと思われる業種等の事業場を中心に監督指導を実施しました。

今般、その結果を下記のとおり取りまとめましたので公表します。

愛知労働局においては、引き続き最低賃金について周知徹底を図るとともに、最低賃金法違反とみられる事業場に対しては厳正に指導を行ってまいります。

なお、令和4年10月1日から愛知県最低賃金は31円引き上げられ、時間額986円に改正されました。

記

【監督指導結果の概要】

（１）監督指導の実施事業場数（別紙図表１）

622事業場

うち、最低賃金法違反があったもの 71事業場（全体の11.4％）

（２）最低賃金未満の労働者の状況及び違反の傾向

- ① 監督実施事業場の全労働者数（9,487人）のうち、愛知県最低賃金未満であった者は331人（3.5％）で、そのうち263人（79.5％）は女性であり、68人（20.5％）が男性である。（別紙図表２）
- ② 最低賃金未満であった331人を年齢別に見ると、65歳以上の労働者が全体の24.2％と最も多く、次いで40歳代の労働者が20.2％となっている。（別紙図表３）
- ③ 最低賃金未満であった労働者のうち、8割以上が非正規の労働者であった。（別紙図表４）
- ④ 最近5年間の監督実施状況については別紙図表５、令和4年に監督を実施した事業場のうち、主な業種の違反率は別紙図表６に示すとおり。
 - 製造業 : 17.0％

- 卸売業、小売業 : 10.7%
- 宿泊業、飲食サービス業 : 9.4%
- 生活関連サービス業、娯楽業 : 11.9%

(3) 監督実施事業場の最低賃金に対する認識（別紙図表7）

監督を実施した622事業場のうち、「適用される最低賃金額を知っている」のは、569事業場（91.5%）、「最低賃金額は知らないが、最低賃金が適用されることは知っている」のは、49事業場（7.9%）であり、「最低賃金が適用されることを知らなかった」のは、6事業場（1.0%）であった。

(4) 違反事業場の最低賃金額以上を支払っていなかった理由（別紙図表8）

最低賃金以上の賃金を支払っていなかった理由のうち最も多かったのは、「適用される最低賃金額を知らなかった」（26事業場、36.6%）であった。

最低賃金額以上の賃金を支払っていなかった理由の中には、「労働者本人との合意があれば最低賃金未満でも良いと思っていた。」「売上減・コスト増により最低賃金を払うことができなかった。」「最低賃金の改正を知っていたが賃金の改定をしていなかった。」等の回答があった。

【今後の対応】

(1) 最低賃金制度及び最低賃金額についての幅広い周知

- ① 地方自治体の広報誌への掲載要請
- ② 経営者団体、事業者組合等への傘下事業主への周知要請
- ③ アルバイトを行う学生への周知を大学等に要請
- ④ 金融機関、スーパー、コンビニ等へのポスター掲示依頼
- ⑤ 外国人労働者向け周知のため、自治体外国人相談コーナー、在名古屋総領事館、日本語学校、外国人技能実習生監理団体、輸入食材店等へのポスター掲示依頼

(2) 最低賃金の履行確保を図るため、事業場に対する監督指導の実施

(3) 事業場内最低賃金の引き上げを図るため、「業務改善助成金」の一層の活用を図る（別添1、別添2参照）

※ 愛知県の最低賃金額は、別添3を参照願います。

※ 最低賃金には、地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金の2種類があり、現在、愛知県では、地域別最低賃金として「愛知県最低賃金」が、特定（産業別）最低賃金として鉄鋼業など3業種が適用されています。

※ 最低賃金は毎年見直しが行われています。

最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果（令和4年1月～3月）

図表1 監督実施事業場数、同労働者数

	監督実施 事業場数	違反（最低賃金未満） 事業場数	監督実施事業場 労働者数（人）	最低賃金未満労働者 数（人）
合計 （地域別最低賃金 適用事業場等）	622	71 [11.4%] ※1	9,487	331 [3.5%] ※2
うち特定最低賃金 適用事業場	10	0 [0.0%] ※1	518	0 [0.0%] ※2

※1 監督実施事業場数全体に占める割合である。

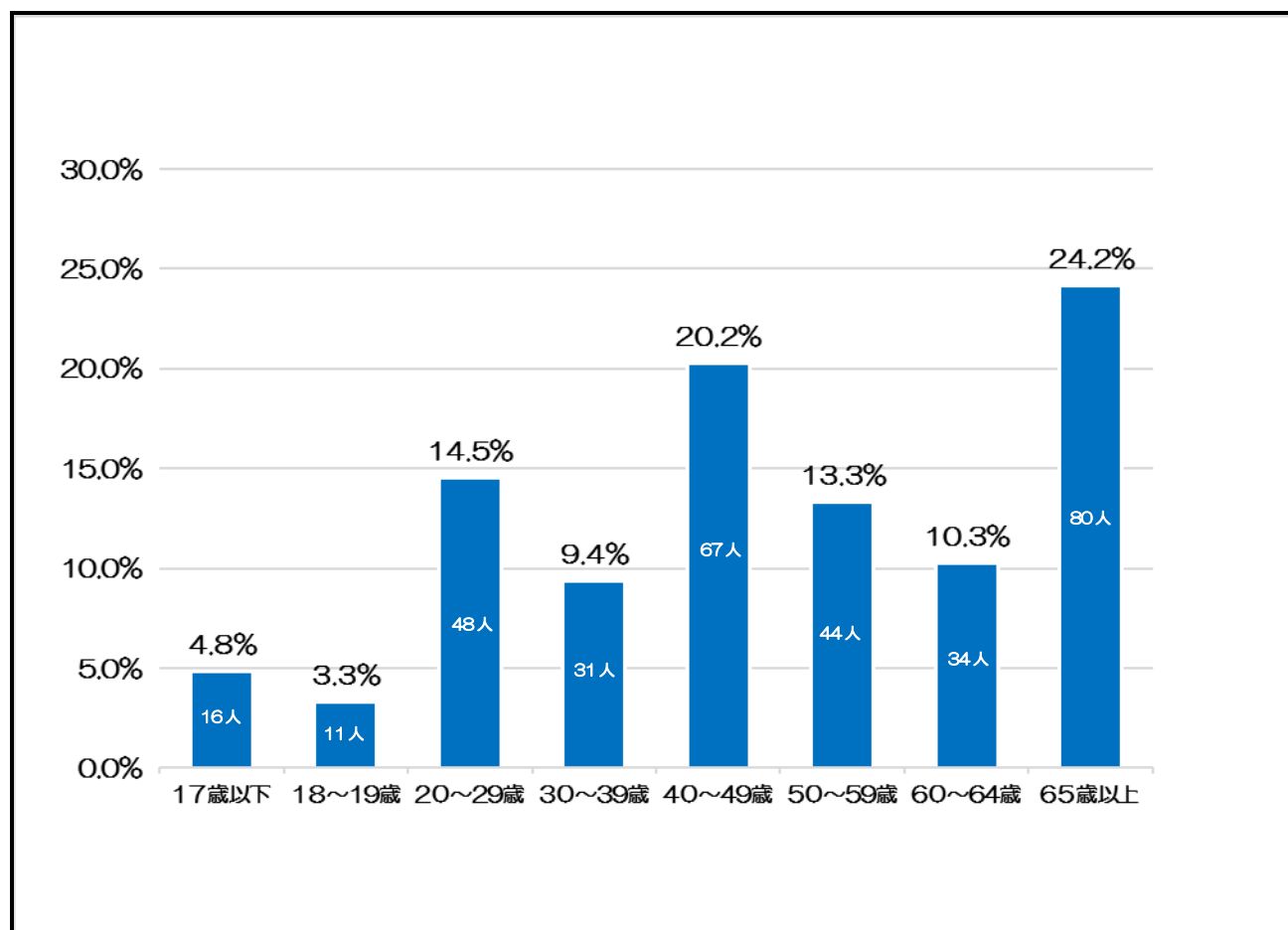
※2 監督実施事業場労働者数全体に占める割合である。

図表2 男女別最低賃金未満労働者数

男女計	男性	女性
331	68 [20.5%]	263 [79.5%]

[] 内の数字は、男女計に占める各割合である。

図表3 年齢別最低賃金未満労働者数

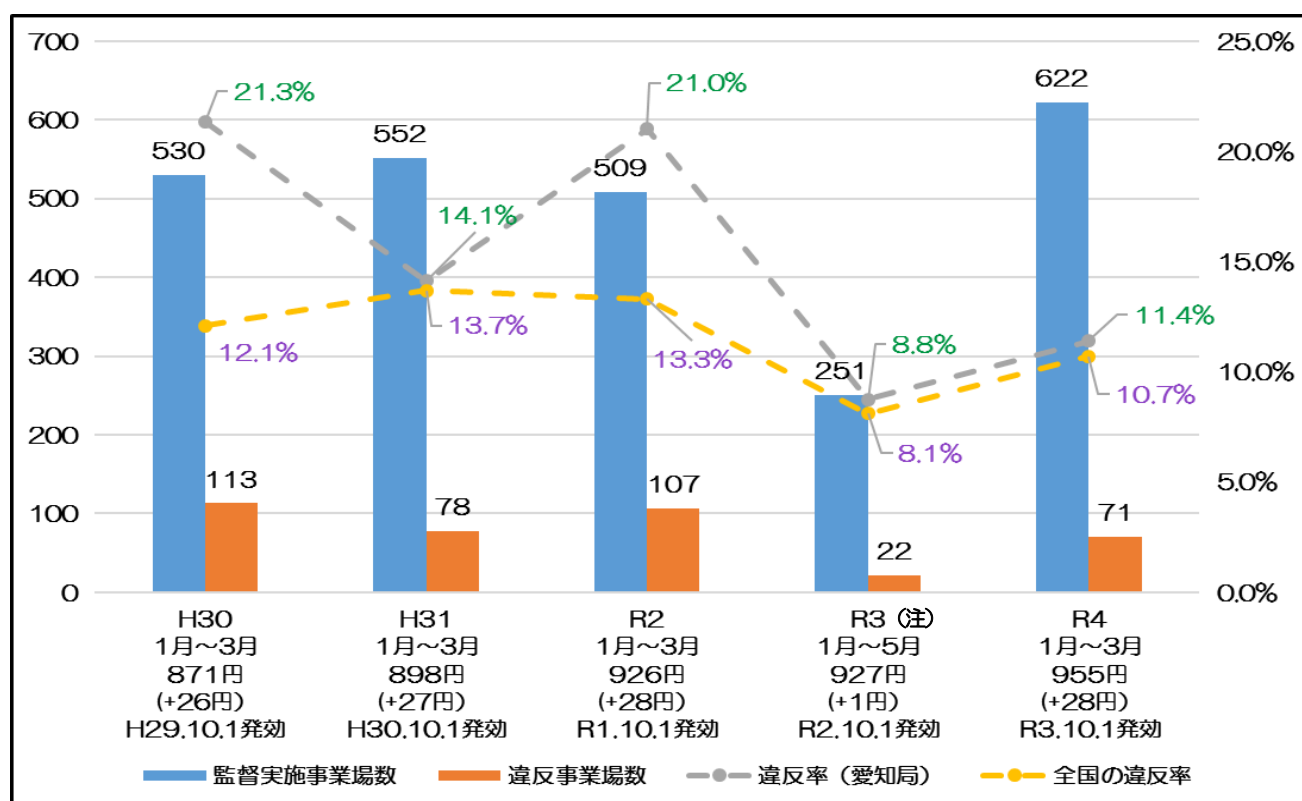


図表4 勤務形態別最低賃金未満労働者数

合計	正規雇用	非正規雇用			
		小計	パート	アルバイト	派遣・その他
331	39 [11.8%]	292 [88.2%]	237 [71.6%]	53 [16.0%]	2 [0.6%]

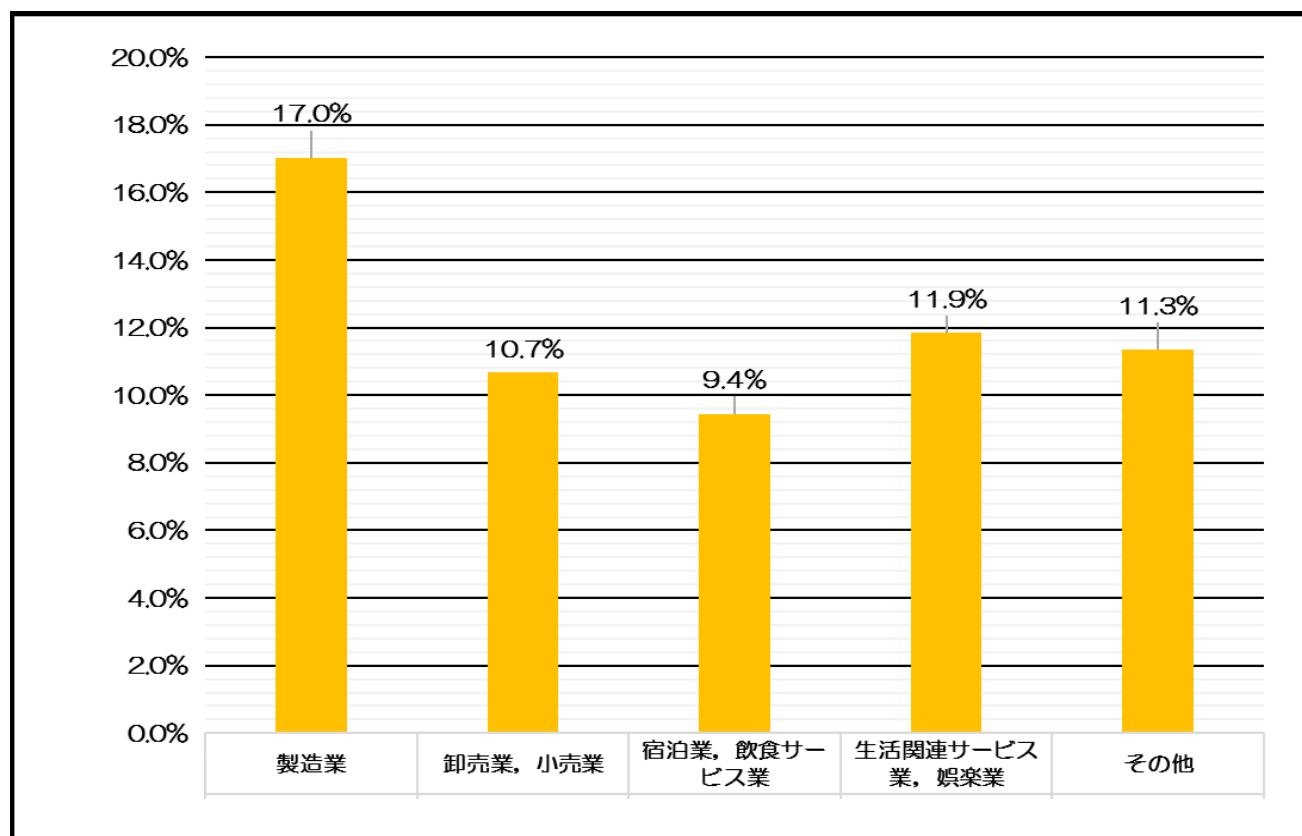
[] 内の数字は、合計人数に占める各割合である。

図表5 監督指導実施状況の推移



（注）令和3年は、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等が発出されたことに伴い、申告や労働者からの相談等に基づく事案など緊急性があると考えられるものを除き、上記監督の実施を一部延期した。

図表6 監督実施事業場の業種別違反率



図表7 監督実施事業場の最低賃金に対する認識

認識	事業場数	割合※
適用される最低賃金額を知っている	569	91. 5%
適用される最低賃金額を知らない	55	8. 8%
最低賃金額は知らないが、最低賃金が適用されることは知っている	49	7. 9%
最低賃金が適用されることを知らなかった (最低賃金の存在を知らなかった)	6	1. 0%

※監督実施事業場数全体（622）に占める各割合である。

図表8 違反事業場の最低賃金以上を支払っていなかった理由（複数回答）

理由	事業場数 ※1	割合 ※2
適用される最低賃金額を知らなかった	26	36. 6%
最低賃金の改正（金額・発効日）を知っていたが賃金の改定をしていなかった	13	18. 3%
売上減・コスト増により最低賃金額を支払うことができなかった	9	12. 7%
賃金を時間額に換算して比較していなかった	9	12. 7%
労働者から最低賃金額未満でも働かせて欲しいと申出があり、合意があれば最低賃金額未満でもよいと思っていた	4	5. 6%
その他	14	19. 7%

※1 複数回答のため、事業場数の合計は違反事業数（71）を超え、割合の合計も100%を超える。

※2 違反事業数全体（71）に占める各割合である。

○ 最低賃金法（昭和34年法律第137号）

（最低賃金額）

第3条 最低賃金額（最低賃金において定める賃金の額をいう。以下同じ。）は、時間によって定めるものとする。

（最低賃金の効力）

第4条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

2 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、最低賃金と同様の定をしたものとみなす。

3・4項（略）

（最低賃金の競合）

第6条 労働者が2以上の最低賃金の適用を受ける場合は、これらにおいて定める最低賃金額のうち最高のものにより第4条の規定を適用する。

2項（略）

（地域別最低賃金の原則）

第9条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金（一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。）は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

2・3項（略）

（地域別最低賃金の決定）

第10条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。

2項（略）

（地域別最低賃金の改正等）

第12条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない。

（特定最低賃金の決定等）

第15条 労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される一定の事業若しくは職業に係る最低賃金（以下「特定最低賃金」という。）の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

2・3・4・5項（略）

第16条 前条第2項の規定により決定され、又は改正される特定最低賃金において定める最低賃金額は、当該特定最低賃金の適用を受ける使用者の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額を上回るものでなければならない。

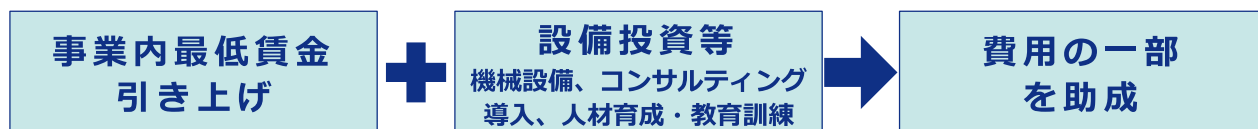
（罰則）

第40条 第4条第1項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、50万円以下の罰金に処する。

業務改善助成金（通常コース）のご案内 別添1

「原材料高騰により利益が減少した事業者」への特例拡大など制度が充実します

業務改善助成金（通常コース）は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少している事業者に対しては、助成対象経費が拡大される特例が設けられています。



原材料費の高騰などで利益が減少した事業者に、特例を適用するなど、拡充を行いましたので、ぜひご活用ください。

拡充のポイント

1. 原材料高騰等の要因により利益が減少した事業者の特例が適用されます 新型コロナの影響で売上高等が減少した事業者が特例を受けやすくなります

(a) 特例対象事業者の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により 利益率※が前年同月に比べ3%ポイント以上低下 した事業者」を特例の対象事業者に追加します。 ※売上高総利益率または売上高営業利益率（申請前3か月のうちの任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）
(b) 売上高等が減少している事業者の要件緩和	「新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少している事業者」の要件を緩和します。 ・売り上げ減少幅：「30%」→「15%」 ・売上高の比較対象期間：「2年前まで」→「3年前まで」
(c) 助成上限区分の緩和	(a)(b)いずれかの要件を満たす事業者は賃金引き上げ労働者数 10人以上の助成上限額区分 を利用できます。
(d) 助成対象経費の要件緩和	特例で助成対象経費となる自動車の要件を緩和します。 「定員11人以上」→「 定員7人以上又は車両本体価格200万円以下 」

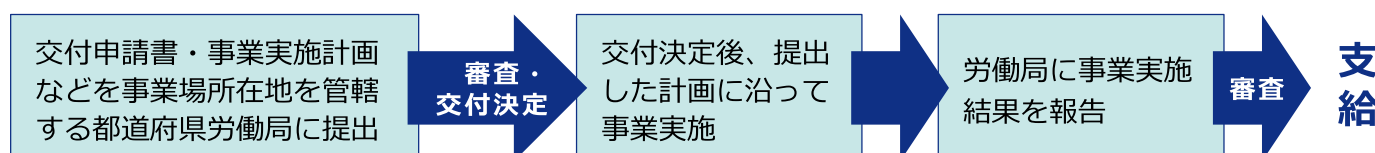
2. 最低賃金が低い事業者への助成率が引き上げられます

事業場内最低賃金	助成率	生産性※要件を満たした事業者の助成率	事業場内最低賃金	助成率	生産性※要件を満たした事業者の助成率
900円以上	3/4	4/5	920円以上	3/4	4/5
900円未満	4/5	9/10	870円以上 920円未満	4/5	9/10
			870円未満	9/10	

※「生産性」とは、企業の決算書類から算出した労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

事業場内最低賃金920円未満の事業場も賃金引き上げ労働者数10人以上の助成上限額区分を利用できます。

助成金支給までの流れ



コース区分	引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の要件を両方満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下
		2～3人	50万円	
		4～6人	70万円	
		7人以上	100万円	
		10人以上※	120万円	
45円コース	45円以上	1人	45万円	
		2～3人	70万円	
		4～6人	100万円	
		7人以上	150万円	
		10人以上※	180万円	
60円コース	60円以上	1人	60万円	
		2～3人	90万円	
		4～6人	150万円	
		7人以上	230万円	
		10人以上※	300万円	
90円コース	90円以上	1人	90万円	
		2～3人	150万円	
		4～6人	270万円	
		7人以上	450万円	
		10人以上※	600万円	

※ 10人以上の上限額区分は、以下の①、②または③のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金920円未満の事業場

②生産量要件：

売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者

③物価高騰等要件：

原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 事業完了の期限は、**令和5（2023）年3月31日**です。

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



日本政策金融公庫
店舗検索ページ

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください



業務改善助成金

検索

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**です

業務改善助成金（特例コース）のご案内

別添2

対象期間延長とともに

「原材料高騰により利益が減少した事業者」も助成対象になりました

『業務改善助成金特例コース』は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が30%以上減少した中小企業事業者等を支援する助成金です。

対象期間と申請期限を延長し、原材料費の高騰などで利益率が5%ポイント以上低下した事業者を対象に追加するなどの拡充を行いましたので、ぜひご活用ください。

拡充のポイント

1. 申請期限と賃上げ対象期間を延長します

	変 更 前	変 更 後
申 請 期 限	令和4年7月29日まで	令和5年1月31日まで
賃 上 げ 対 象 期 間	令和3年7月16日から 令和3年12月31日まで	令和3年7月16日から 令和4年12月31日まで

- 申請日までに賃金の引き上げを完了している必要があります。
- 賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時まで遡って追加の引き上げを行い、その差額が支払われた場合は30円以上の引き上げがされたものとして取り扱います。

2. 対象となる事業者を拡大し、助成率も引き上げます

助成対象事業者 の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により 利益率※が前年同月に比べ5%ポイント以上低下 した事業者」を追加します。 ※売上高総利益率または売上高営業利益率（令和3年4月から令和4年12月のうち、任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）
売上高等の 比較対象期間 見直し	売上高等が30%以上減少した事業者の売上高等の比較対象期間を見直します。 見直し前：令和3年4月から【令和3年12月まで】 見直し後：令和3年4月から【 令和4年12月まで 】 ※比較対象期間を2年前まで→ 3年前まで に変更
助成率の 引き上げ	【一律3/4】を、 事業場内最低賃金額が920円未満の事業者は【4/5】 に引き上げます。

対象となる事業者（事業場）

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 以下の①または②のいずれかを満たす事業者であること
 - ① 新型コロナウイルス感染症の影響で、売上高または生産量等を示す指標が、比較対象期間より30%以上減少している事業者
 - 比較する売上高等の生産指標：令和3年4月～令和4年12月の間の連続した任意の3か月間の平均値
 - 比較対象期間：前年、前々年または3年前の同期
 - ② **原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により令和3年4月から令和4年12月のうち任意の1月における利益率が5%ポイント以上低下した事業者**
- 令和3年7月16日から令和4年12月31日までの間に、事業場内最低賃金を30円以上引き上げること
引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業者に限ります。

支給要件

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 就業規則等で、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること
就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。
- 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと
生産性向上に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費（関連する経費）がある場合は、その費用も支払う必要があります。

特例コースの概要

助成額・助成率

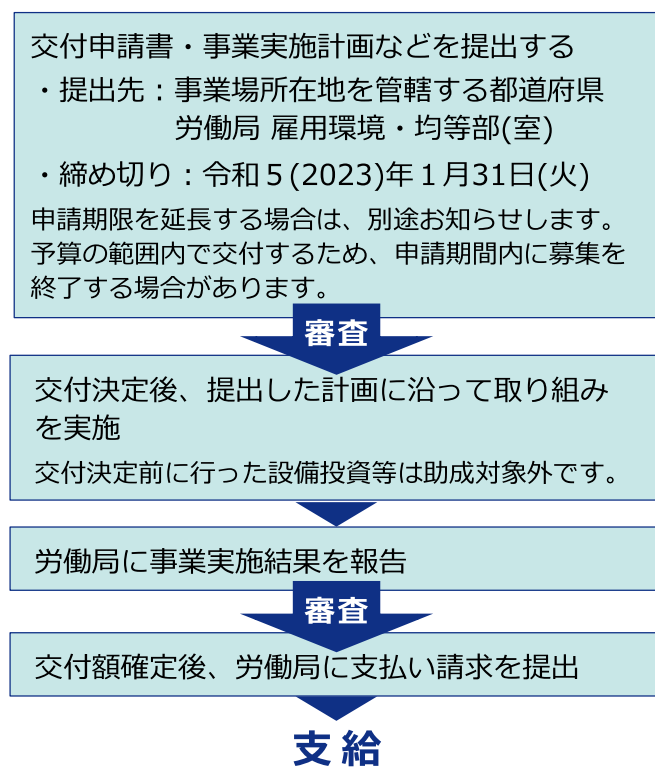
助成額	最大100万円 ※ 対象経費の合計額×助成率
助成率	事業場内最低賃金により異なります。 920円未満：4／5 920円以上：3／4

助成対象

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備※1、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など ※1：PC、スマホ、タブレットの新規購入、 乗車定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車 なども対象（ 自動車は乗車定員11人以上から拡充 ）
B 業務改善計画に計上された関連する経費※2	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※2：「関連する経費」への助成は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます

助成金支給までの流れ



助成額の上限

引き上げる労働者数	上限額
1人	30万円
2人～3人	50万円
4人～6人	70万円
7人以上	100万円

[参考]

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

担当部署：

各都道府県日本政策金融公庫



助成金の要綱・要領や、申請書の様式、記載例等はウェブサイトからダウンロードできます。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください



業務改善助成金

検索

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

知っていますか？ 自分の最低賃金

愛知県 最低賃金

986円

時間額

令和4年 10月1日から

前年比 **31円UP**

会社員、パート、
アルバイトの方、学生さんなど
働くすべての人と
雇う人のためのルールだよ！



最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで
確認！

最低賃金に関する特設サイト
<https://www.saiteichingin.info/>



最低賃金制度 検索

最低賃金に関するお問い合わせは愛知労働局または最寄りの労働基準監督署へ
愛知労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/>

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善
助成金

最大
600万円
を助成

「最低賃金制度」って、

働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度のことだよ！

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。



確認の方法は？

※1
確認したい賃金を時間額にして、最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。 ※2

1 時間給の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{時間給} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金額(時間額)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

2 日給の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{日給} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{1日の平均所定労働時間} \\ \hline \text{時間} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{時間額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金額(時間額)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

3 月給の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{月給} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{1か月の平均所定労働時間} \\ \hline \text{時間} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{時間額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金額(時間額)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

4 上記 1, 2, 3 が 組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で
各手当（職務手当など）が
月給の場合

- ① 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額（時間額）

※1 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥ 精算手当、通勤手当および家族手当

※2 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で
自分の地域の
最低賃金を
チェックしましょう！

業務改善助成金

最大
600万円を
助成

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行なった場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。



中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を積極的に活用しましょう。

業務改善助成金の
動画もあります。

詳しくは、こちら [業務改善助成金](#) [検索](#)



支給の要件

1

事業場内最低賃金の
引上げ

2

引上げ後の
賃金額の支払い

3

生産性向上に資する
機器・設備などを導入

4

解雇、賃金引下げ等の
不交付事由がない

設備投資等に要した
費用の一部を助成

助成金 支給までの 流れ

1

交付申請書・
事業実施計画などを、
事業場がある都道府県
労働局に提出



2

交付決定後、
提出した計画
に沿って事業
実施

3

労働局に
事業実施結果
を報告



4

支給

専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方
改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら [働き方改革推進支援センター](#) [検索](#)

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の
引上げに取り組む者に対して、
設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら [働き方改革推進支援資金](#) [検索](#)

リサイクル適性
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

(R4.9)